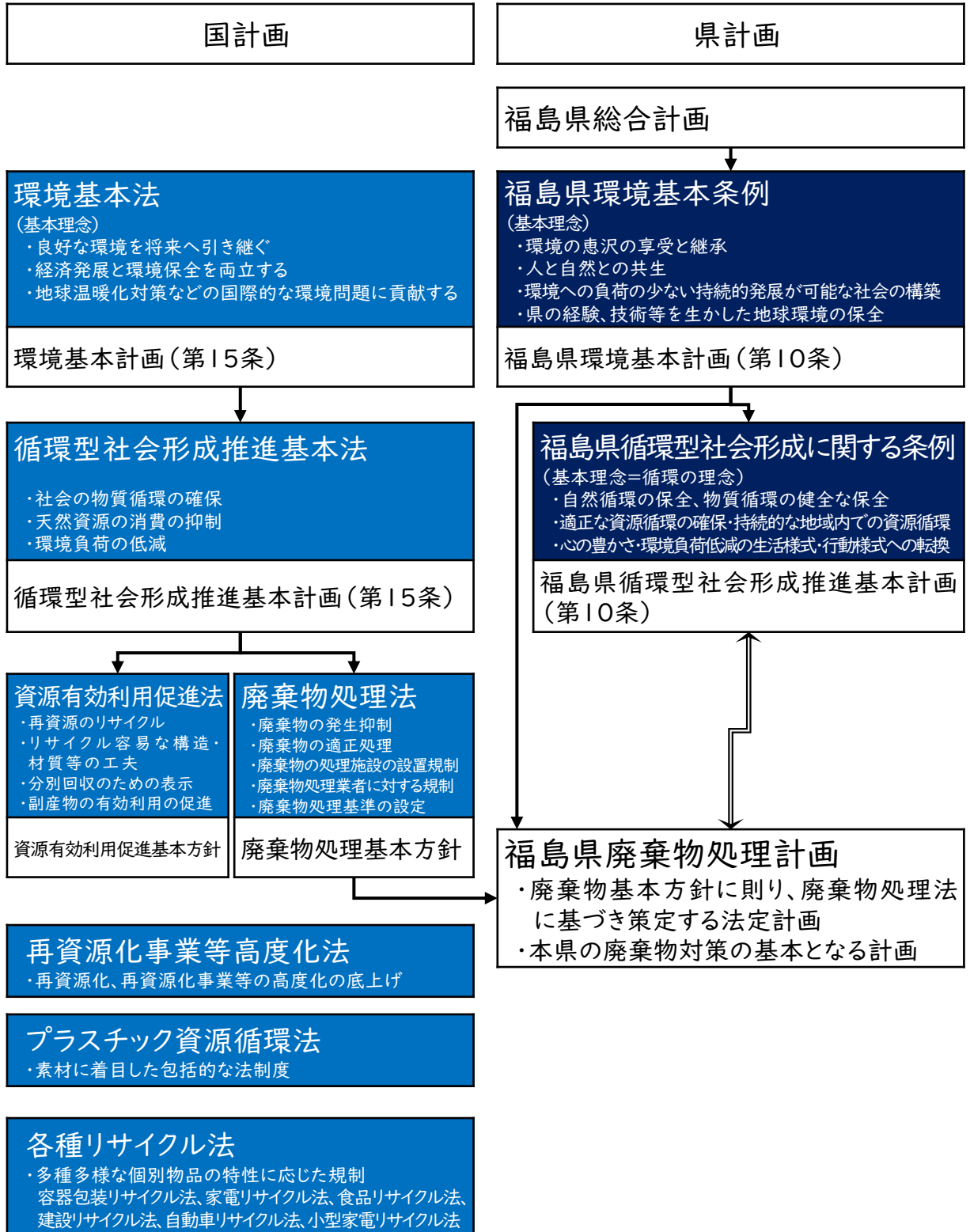


廃棄物処理に関する法体系と計画の位置付け

令和 8 年 6 月 1 6 日
一 般 廃 棄 物 課
産 業 廃 棄 物 課



資源の有効な利用の促進に関する基本方針

事業所管大臣※1等は、資源の使用の合理化、再生資源※2、再生部品※3の利用の総合的推進を図るための方針を策定し公表する

関係者の責務

事業者	消費者	国・地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ・使用済部品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化 ・再生資源・再生部品の利用 ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の長期間使用 ・再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力など再生資源の利用等の促進 ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の確保等の措置 ・物品調達における再生資源の利用等の促進 ・科学技術の振興 ・国民の理解を求める努力等



※1：経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

※2：使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち、有用なもので原材料として利用できるもの

※3：使用済みの物品のうち、有用なもので部品その他製品の一部として利用できるもの

廃棄物の減量その他適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物の減量その他適正な処理に関する基本的な方向、目標の設定、施策を推進するための基本的な事項、廃棄物の処理施設の整備、非常災害時における施策の推進を図るための必要な事項を策定し公表する

廃棄物処理基本方針の変更

○令和5年6月30日

2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、
廃棄物分野における脱炭素化の推進、
循環経済への移行に向けた取組の推進、
廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、
デジタル技術の活用等による動静脈連携
 などに関する変更を行った。

○令和7年2月18日

令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、廃棄物の減量化の目標量等を変更を行った。

各主体の役割

国民	事業者	地方公共団体	国
<ul style="list-style-type: none"> 商品の購入の際、環境に配慮された商品の選択 廃棄物の排出抑制 リユース、分別排出など 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出抑制 物の製造、加工、販売時の配慮 リサイクルの推進 廃棄物の適正な処理の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別収集、リサイクルの推進 廃棄物の適正な処理を確保するための取組 廃棄物処理の広域化・集約化 など 	<ul style="list-style-type: none"> 各種法制度の整備、適切な運用 国民、事業者、地方公共団体の取組の促進・支援 廃掃法の特例制度等の円滑な運用 など